

**新たなエネルギー事業をうたった買え買え詐欺にご注意！**  
—シェールガス？メタンハイドレート？新しい話題を悪用した儲け話—

未公開株や怪しい社債のほか、社会で話題になった事業への投資など、消費者への勧誘手口がますます巧妙になっています。震災後に太陽光発電事業などをうたった買え買え詐欺がみられましたが、最近では、シェールガス<sup>注1</sup>、メタンハイドレート<sup>注2</sup>などの新たなエネルギー資源に関する事業をうたった買え買え詐欺の相談が寄せられています。

## 1. 相談事例

### 【事例1】シェールガスの施設運用権で高配当をうたう業者

母宛にA社から封筒が届いた。シェールガスを掘っている会社の案内書で、1口120万円で1年後の償還時に6～8%の分配金が上乘せされるという施設運用権の説明があった。その後B社から電話があり、「運用権を買いたいけどダイレクトメールが届いた人しか買えないので名義を貸してほしい。後で法人名義に変更してC社に倍の価格で買い取ってもらえる。後日謝礼をする」と言われたので了承した。その後B社から電話があり、「当社が半額負担するのであと10口買ってほしい。500万円を宅配便でA社に送金してほしい」と言われた。その後もB社から名義変更手数料等の名目で請求されて、A社に送った。母から話を聞いて詐欺だと指摘したが母は謝礼の話信じている。返金してほしい。

(2012年11月受付 契約当事者：60歳代 女性)

### 【事例2】メタンハイドレートで景気が回復すると言ってファンドを勧誘する業者

A社から電話があり「海外リゾート等で成功していてメタンハイドレートの採掘に携わっているB社のファンドに関する資料が届いていないか。新しいエネルギーであるメタンハイドレートの活用により必ず景気は回復する。B社のファンドを欲しがっている人がいるが地域指定があり購入することができないので名前を貸してほしい。お金は欲しがっている人が払うので用意する必要はない。8,000万円の申し込みをすれば、報酬として1,600万円と過去の投資詐欺での被害額分を払う」と言われ、B社にファンドの申し込みをし、契約を交わした。その後、B社より「ファンドを1億円欲しがっている人がいて、会社が契約に動いている。なんとか4,000万円を支払ってほしい」と連絡があったが、「支払えない」と伝えたとこ、A社からも何度も電話があり、「やめると家族が大変なことになる」

と電話で脅された。やめたい。

(2012年12月受付 契約当事者：50歳代 女性)

## 2. 消費者へのアドバイス

(1)「権利を高値で買い取る」などと持ちかけてくる勧誘の電話には、「興味ありません」「お断りします」と言って電話を切りましょう

買え買え詐欺では、パンフレットが送られてきた後に、別の会社から「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んでほしい」などの電話があります。一般的に勧誘の電話を受けた際に話を長く聞いてしまうと、断るタイミングを失い、電話を切りづらくなりますので、早めにキッパリと断りましょう。特に過去に被害にあった方には、同様の勧誘を受ける可能性が高いので注意してください。また、脅すような口調で金銭の支払いを求められるなどして、少しでも不安や恐怖を感じたらすぐに警察署や消費生活センターへ相談してください。

(2) 業者の話をうのみにせず、お金を払う前に周囲の人や消費生活センターに相談しましょう

買え買え詐欺業者は、ニュース等で取り上げられた事業を悪用します。「聞いたことがある」というだけで、業者の話や送られてくるパンフレットの記載をうのみにせず、周囲の方や消費生活センターに相談してください。また、事例1のように、現金を宅配便で送付するよう指示すること自体、ありえません<sup>注3</sup>。

## 3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

内閣府 消費者委員会事務局

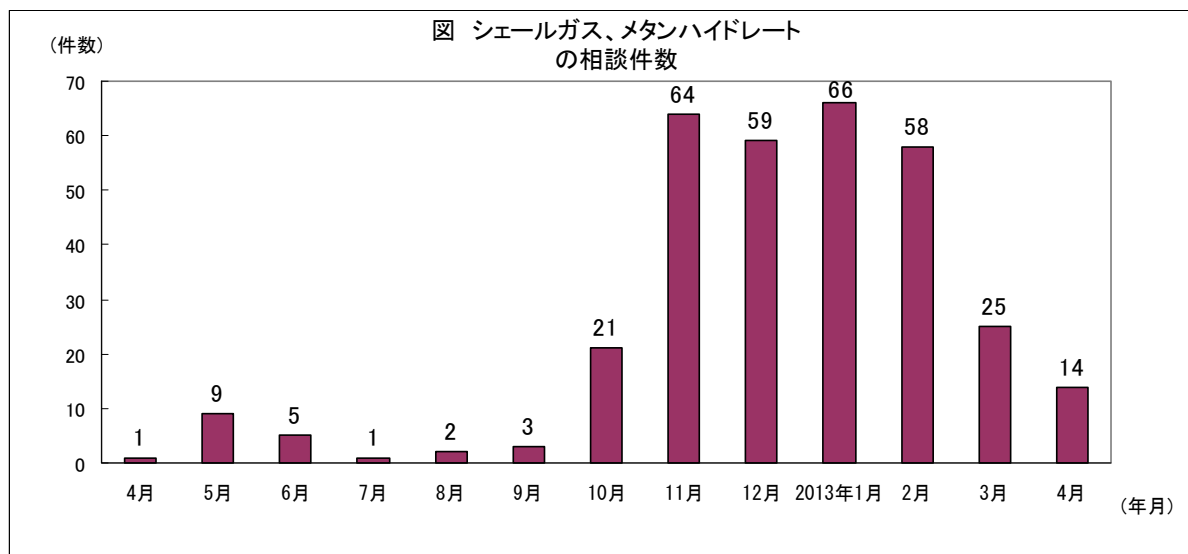
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油・天然ガス課

(参考)

2012年度以降、シェールガス、メタンハイドレートの事業をうたった相談件数が10月以降、急増しています。



(2013年4月30日までのPIO-NET登録分)

注<sup>1</sup> シェール (頁岩<sup>けつがん</sup>) 中に含まれる天然ガス。開発技術の進展により商業化が可能となりアメリカではシェールガスの商業生産が進められている。

注<sup>2</sup> メタンハイドレートは、メタンと水が低温・高圧の状態では結晶化した物質。火を近づけると燃焼することから「燃える氷」とも言われている。将来の天然ガス資源として期待されているが、現在は商業化に向けた技術開発を行っている段階である。

注<sup>3</sup> お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられている。運送会社各社の約款でも現金や小切手等は運送の引受を拒絶することのあるものと定めている。